様式第3号（第3条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

老人福祉電話貸与却下通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった老人福祉電話の貸与については、次の理由により貸与できないので通知します。

記

（理由）

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。